

議案第2号

令和8年2月3日

令和8年2月臨時議會議案

鈴鹿市

議案第 2 号

鈴鹿市立保育所設置条例の一部改正について

鈴鹿市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 3 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市立保育所設置条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

乳児等通園支援事業の実施に係る所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立保育所設置条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立保育所設置条例（昭和35年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
第6条 略 <u>(乳児等通園支援事業の実施等)</u>	第6条 略
<u>第7条 市は、規則で定める保育所において、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。次項において同じ。）を行う。</u>	
<u>2 市長は、乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児の保護者から当該事業の実施に要する費用として利用した時間1時間につき300円を徴収する。</u> (保育料及び利用料の減免)	(保育料及び利用料の減免)
<u>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第4条第1項の規定により徴収する保育料又は第5条第2項、第6条第2項若しくは前条第2項の規定により徴収する利用料を軽減し、又は免除することができる。</u>	<u>第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第4条第1項の規定により徴収する保育料又は第5条第1項若しくは前条第1項の規定により徴収する利用料を軽減し、又は免除することができる。</u>
第9条 略	第8条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。